

特別養護老人ホーム 川口シニアセンター

ショート・ステイ（個室） 利用料金概算 1割負担 *1日分

第2段階

介護度	利用料 （※1）	食費 （※2）	居住費 （※3）	日用品費 （※4）	合計
要介護1	¥836	¥600	¥820	¥210	¥2,466
要介護2	¥915	¥600	¥820	¥210	¥2,545
要介護3	¥1,001	¥600	¥820	¥210	¥2,631
要介護4	¥1,082	¥600	¥820	¥210	¥2,712
要介護5	¥1,160	¥600	¥820	¥210	¥2,790

第3段階-①

介護度	利用料 （※1）	食費 （※2）	居住費 （※3）	日用品費 （※4）	合計
要介護1	¥836	¥1,000	¥1,310	¥210	¥3,356
要介護2	¥915	¥1,000	¥1,310	¥210	¥3,435
要介護3	¥1,001	¥1,000	¥1,310	¥210	¥3,521
要介護4	¥1,082	¥1,000	¥1,310	¥210	¥3,602
要介護5	¥1,160	¥1,000	¥1,310	¥210	¥3,680

第3段階-②

介護度	利用料 （※1）	食費 （※2）	居住費 （※3）	日用品費 （※4）	合計
要介護1	¥836	¥1,300	¥1,310	¥210	¥3,656
要介護2	¥915	¥1,300	¥1,310	¥210	¥3,735
要介護3	¥1,001	¥1,300	¥1,310	¥210	¥3,821
要介護4	¥1,082	¥1,300	¥1,310	¥210	¥3,902
要介護5	¥1,160	¥1,300	¥1,310	¥210	¥3,980

第4段階

介護度	利用料 （※1）	食費 （※2）	居住費 （※3）	日用品費 （※4）	合計
要介護1	¥836	¥1,700	¥2,006	¥210	¥4,752
要介護2	¥915	¥1,700	¥2,006	¥210	¥4,831
要介護3	¥1,001	¥1,700	¥2,006	¥210	¥4,917
要介護4	¥1,082	¥1,700	¥2,006	¥210	¥4,998
要介護5	¥1,160	¥1,700	¥2,006	¥210	¥5,076

特別養護老人ホーム 川口シニアセンター

ショート・ステイ（個室） 利用料金概算 2割負担 * 1日分

第4段階（2割負担）

介護度	利用料 （※1）	食費 （※2）	居住費 （※3）	日用品費 （※4）	合計
要介護1	¥1,669	¥1,700	¥2,006	¥210	¥5,585
要介護2	¥1,798	¥1,700	¥2,006	¥210	¥5,714
要介護3	¥1,998	¥1,700	¥2,006	¥210	¥5,914
要介護4	¥2,160	¥1,700	¥2,006	¥210	¥6,076
要介護5	¥2,320	¥1,700	¥2,006	¥210	¥6,236

ショート・ステイ（個室） 利用料金概算 3割負担 * 1日分

第4段階（3割負担）

介護度	利用料 （※1）	食費 （※2）	居住費 （※3）	日用品費 （※4）	合計
要介護1	¥2,503	¥1,700	¥2,006	¥210	¥6,419
要介護2	¥2,742	¥1,700	¥2,006	¥210	¥6,658
要介護3	¥2,997	¥1,700	¥2,006	¥210	¥6,913
要介護4	¥3,240	¥1,700	¥2,006	¥210	¥7,156
要介護5	¥3,478	¥1,700	¥2,006	¥210	¥7,394

※1 利用料には、サービス提供体制強化加算費 1.4 単位/日、夜勤職員配置加算 3.8 単位/円、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算が含まれています。療養食（糖尿食など）を提供した場合、48 円/日が加算されます。

※2・3 市町村民税世帯非課税の方で、資産調査結果により介護保険負担限度額認定証が発行された方は、以下のとおりの減額の制度があります。

負担限度額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300 円	600 円	1,000 円	1,300	1,700 円
居住費	820 円	820 円	1,310 円	1,310	2,006 円

※4 日用品費には、歯ブラシ、歯磨き粉、石鹸、シャンプー、タオル、ティッシュペーパー、おしぼりなどが含まれます。

介護保険負担限度額認定の段階

	配偶者がいない場合	配偶者がいる場合
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者（世帯全員が住民税非課税者）	
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税 本人の課税対象年金収入額＋合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額 80 万円以下の方 本人の預貯金等が 1,000 万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税 本人の課税対象年金収入額＋合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額 80 万円以下の方 夫婦の預貯金等が 2,000 万円以下
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税 本人の課税対象年金収入額＋合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額 80 万円を超える方 本人の預貯金が 1,000 万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税 本人の課税対象年金収入額＋合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額 80 万円を超える方 夫婦の預貯金が 2,000 万円以下
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> 年額 80 万円を超 120 万円以下 本人の預貯金が 550 万円 	<ul style="list-style-type: none"> 年額 80 万円を超 120 万円以下 夫婦の預貯金が 1,550 万円
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> 年額 120 万円を超える 本人の預貯金が 500 万円 	<ul style="list-style-type: none"> 年額 120 万円を超える。 夫婦の預貯金が 1,500 万円
第4段階	住民税課税世帯の方	

その他の費用（介護保険サービス対象外・実費負担）

特別食	実費	ご利用者の希望に基づいた特別な食事（ヤクルトやヨーグルトなど）
理美容費	実費	出張理容師による委託理髪サービス
レクリエーション活動等	実費	外食、買い物ツアー、クラブ活動の材料費等
コピー代	実費	1 枚につき 10 円（白黒）
日常生活上の諸費用	実費	新聞、週刊誌、嗜好品等の購入代金
医療費	医療機関、調剤薬局の医療費請求額	協力医療機関（埼玉厚生病院、大谷歯科医院）の入院・外来・訪問診療費など
予防接種	医療機関の請求額	インフルエンザ予防接種（毎年秋・希望者） 肺炎球菌ワクチン（希望者・5年間有効） 感染症予防ワクチン（必要時）
特別なクリーニング代	クリーニング業者請求額	絹物、ウールセーター等の特殊な素材の洗濯代
電気代	53 円／日	電気製品 1 個につき（テレビ、冷蔵庫）
残置品処理代	実費	

? お問い合わせ

受付時間：9時から17時まで 年中無休

特別養護老人ホーム 川口シニアセンター 生活相談室

〒333-0833 埼玉県川口市西新井宿 1216-6

048-291-2120

特別養護老人ホーム 第二川口シニアセンター 生活相談室

〒333-0833 埼玉県川口市西新井宿 1193-1

048-299-5292

info@kousei-sws.or.jp URL <http://www.kousei-sws.or.jp>